

## 被災された皆さまへ

心よりお見舞い申し上げます。

このお知らせを切り取って「保存」したり、「見やすい場所に貼る」などして、周りの方にもお伝えください。

### 家屋等を地震により損壊された方

#### 公費解体

地震により損壊した家屋等について、所有者の申請に基づき、市町村が所有者の代わりに解体・撤去します。所有者の自己負担はありません。

●対象

罹災証明書等で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の認定を受けたもの

#### 住宅の応急修理

災害を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯に対し、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。

●応急修理の基準額

大規模半壊、中規模半壊、半壊 ----- 70万6,000円以内  
準半壊 ----- 34万3,000円以内

※住宅の応急修理は、自治体が修理業者と契約します。(基準額を超える工事費用は自己負担です。)

※詳細は市町村にご相談ください。

### 住宅金融支援機構の融資を返済中の方

#### 返済金の猶予 毎月返済額の軽減

罹災によって住宅金融支援機構の融資(フラット35、住宅金融公庫融資など)の返済が一時的に難しくなった方は、

- ① 返済金の猶予や
- ② 返済期間の延長等による毎月返済額の軽減が可能となります。

※ご利用中の金融機関の窓口にご相談ください。

### 住宅を再建・補修したい方

#### 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構により、住宅復旧のための建設資金、購入資金又は補修資金に対する融資が受けられます。

●全期間固定金利

申込み時点の融資金利が適用されます。1.59%(令和6年1月現在)

●元金据置期間の設定

返済負担を一時的に軽減することを目的に、融資の契約日から当初一定期間(最長3年(補修の場合は1年))は利息のみの支払期間を設定できます。

●融資手数料及び保証料は不要

- 対象者：災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている方

住宅再建ケースに応じたメニューと借入条件等

A	・被災した住宅を取り壊し、その場で住宅を建て替える場合 ・被災後に土地を購入(又は借地)し、その土地に住宅を建設する場合
B	・被災後に分譲住宅(建売住宅又はマンション)を購入する場合 ・被災後に中古住宅を購入する場合
C	・被災した住宅を補修する場合

	A 建設資金		B	C
	土地取得あり	土地取得なし	購入資金	補修資金
融資限度額*	3,700万円	2,700万円	3,700万円	1,200万円
返済期間	最長35年			最長20年
受付期間	原則、罹災日から2年間			
被害の程度 (罹災証明書で確認)	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊			(左記の他に) 準半壊・一部損壊

※建設、購入又は中古リフォーム一体型の場合で被災親族同居のときは、上記の額に640万円加算されます。

### 住宅の補修について相談したい方

#### 被災住宅補修等相談ダイヤル

被災住宅の補修等に関する電話相談を相談員(建築士)が無料で受け付けます。

通話料無料 **0120-330-712** 10時～17時(土日祝日除く)



この内容は  
政府広報  
オンラインにも  
掲載しています。

お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、  
このお知らせの内容をお伝えいただきますよう、お願いいたします。

政府広報オンラインでは、この内容を音声でもお聴きいただけます。